

## IV—② 実習・演習担当教員の要件

- 実習・演習担当教員については、現場における相談援助の知識及び技術を活用することにより、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、
- ① 5年以上の実務経験を有する社会福祉士や一定の教歴を有する者を原則としつつ、
  - ② これら以外の者については、「社会福祉士実習・演習担当教員講習会」を新たに創設し、その受講を義務付けることとする。

見直し案	現行
<p style="text-align: center;"><u>相談援助演習、相談援助実習及び相談援助実習指導</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、講師(非常勤を含む。)又は助教として5年以上担当した経験のある者</li> <li>② 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験のある者</li> <li>③ 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</li> <li>④ ①から③までに該当しない者であって、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の課程を修了したもの(年度内に当該講習会の課程を修了する見込みの者を含む。)</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><u>社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</li> <li>② 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者</li> <li>③ 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</li> <li>④ 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</li> <li>⑤ 社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導については、社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習を教授できる者も含む。</li> </ol>

見直し案	現行
<p>【経過措置】</p> <p>○ 平成21年3月31日において、現に実習・演習を担当する教員であって、①から③までに該当しないものについては、平成24年3月31日までの間、引続き実習・演習を担当することができるものとする。</p>	

## IV—③ 実習・演習担当教員の員数

- 実習・演習担当教員の員数については、現行、養成施設における演習科目のみ、20:1以上で配置しなければならないこととされているが、学生1人1人に対し、よりきめ細かい教育を行うことを通じて、より実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、大学も含め、演習と実習指導について、現行制度と同様、20:1以上の教員を配置しなければならないこととする。

見直し案	現行
<p>① 相談援助演習及び相談援助実習指導の授業を行うに当たっては、少なくとも学生20人につき1人以上の教員を有すること。</p> <p>② 大学等にあつては、①の教員のうち、少なくとも1人以上は専任の教員を配置すること。</p>	<p>社会福祉援助技術演習が学生20人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。</p>

## IV―④ 実習指導者に係る基準の見直し

### 1 受入学生数

- 1実習施設等において、より多くの学生を受け入れることができるよう、実習施設等が同時に受け入れることができる学生数について、実習施設等当たりの基準から実習指導者当たりの基準に変更する。

見直し案	現行
<p>1の実習を行う施設又は事業に係る事業所において、同時に受け入れることができる学生数は、当該実習を行う施設又は事業に係る事業所に従事する実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限とすること。</p>	<p>社会福祉援助技術現場実習を行う施設又は事業に係る事業所の数(市町村において社会福祉援助技術現場実習を行う場合にあっては、当該市町村の数を含む。)は、社会福祉援助技術現場実習の必要な学生数の五分の一以上であること。</p>

(ex.)実習の必要な学生が20人の場合

<p>〈現行〉 A施設 5人 B施設 5人 C施設 5人 D施設 5人</p> <hr/> <p>合計 20人</p>	<p>→ 〈見直し後〉 A施設 (実習指導者a) 5人 (実習指導者b) 5人 (実習指導者c) 5人 小計15人 B施設 (実習指導者d) 5人</p> <hr/> <p>合計20人</p>
---	--

## 2 実習指導者の資格要件

- 実習指導者については、3年以上の実務経験を有する社会福祉士であることに加え、実習指導者研修課程を修了することを求めることとし、その資格要件を強化する。

見直し案	現行
<p>① 実習指導者は、社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものであること。</p>	<p>実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。</p> <p>① 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>② 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>③ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者</p>

見直し案	現行
<p>【経過措置】</p> <p>② ①の規定にかかわらず、社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者については、平成24年3月31日までの間に、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了すれば足りることとする。</p> <p>③ ①の規定にかかわらず、当分の間、次のいずれかの要件に該当する者であっても差し支えないものとする。</p> <p>ア 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p> <p>イ 平成21年3月31日までの間に、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者</p>	

## IV—⑤ その他の基準の見直し

- 効果的な実習教育を確保する観点から、実習は1の実習施設において120時間以上行うことを基本とする。
- 実習担当教員が週1回以上の定期的巡回指導を行わなければならない要件を緩和する。

見直し案	現行
<p>① 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。</p> <p>② 実習は、相談援助の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において120時間以上行うことを基本とすること。</p> <p>③ 実習担当教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。 ただし、これにより難しい場合については、実習期間中に、少なくとも1回以上の巡回指導を行うことを前提に、実習施設との十分な連携の下、実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を設け、指導を行うことも差し支えないこととする。</p> <p>④ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>	<p>① 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること</p> <p>② 実習施設は、実習担当教員による週1回以上の定期的巡回指導が可能な地域に存すること。</p> <p>③ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>

## IV—⑥ 実務経験に対する実習免除の取扱い

- 現に福祉サービスに従事している者について、その負担を軽減し、社会福祉士国家資格の取得を促す観点から、現行の1年以上の実務経験を経た者については、実習及び実習指導が免除される取扱いを維持する。

見直し案	現行
指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、相談援助実習及び相談援助実習指導の履修を免除することができる。	指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導の履修を免除することができる。



# V 通信課程

## V—① 教育内容に関する基準

- 通信課程における教育内容については、実践力の高い社会福祉士を養成するという観点に立って、講義系科目に係る面接授業は行わないこととする一方、実習指導及び演習に関する面接授業の充実を図る。
- また、通信課程における実習については、現行、通学課程の半分の時間数で足りることとされていたが、上記と同様の観点から、通学課程と同様の時間数への充実を図る。

(通信課程における教育内容)

科目名	通学課程 (時間数)	一般養成施設			短期養成施設		
		面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
人体の構造と機能及び疾病	30h	/	90h	/	/	/	/
心理学理論と心理的支援	30h	/	90h	/	/	/	/
社会理論と社会システム	30h	/	90h	/	/	/	/
現代社会と福祉	60h	/	180h	/	/	180h	/
社会調査の基礎	30h	/	90h	/	/	/	/
相談援助の基盤と専門職	60h	/	180h	/	/	/	/
相談援助の理論と方法	120h	/	360h	/	/	360h	/
地域福祉の理論と方法	60h	/	180h	/	/	180h	/
福祉行財政と福祉計画	30h	/	90h	/	/	/	/
福祉サービス組織と経営	30h	/	90h	/	/	/	/
社会保障	60h	/	180h	/	/	/	/
高齢者に対する支援と介護保険制度	60h	/	180h	/	/	/	/
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30h	/	90h	/	/	/	/
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30h	/	90h	/	/	/	/
低所得者に対する支援と生活保護制度	30h	/	90h	/	/	/	/
保健医療サービス	30h	/	90h	/	/	/	/
就労支援サービス	15h	/	45h	/	/	/	/
権利擁護と成年後見制度	30h	/	90h	/	/	/	/
更生保護制度	15h	/	45h	/	/	/	/
相談援助演習	150h	45h	405h	/	45h	405h	/
相談援助実習指導	90h	27h	243h	/	27h	243h	/
相談援助実習	180h	/	/	180h	/	/	180h
合計	1,200h	72h	2,988h	180h	72h	1,368h	180h

## (参考) 現行の通信課程における教育カリキュラム

科目	通学課程	一般養成施設			短期養成施設		
		面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
社会福祉原論	60h	6h	162h				
老人福祉論	60h	6h	162h				
障害者福祉論	60h	6h	162h				
児童福祉論	60h	6h	162h				
社会保障論	60h	6h	162h				
公的扶助論	30h	3h	81h				
地域福祉論	30h	3h	81h				
社会福祉援助技術論	120h	12h	324h		12h	324h	
社会福祉援助技術演習	120h	12h	324h		12h	324h	
社会福祉援助技術現場実習	180h			90h			90h
社会福祉援助技術現場実習指導	90h	5h	120h		5h	120h	
心理学	30h	3h	81h				
社会学	30h	3h	81h				
法学	30h	3h	81h				
医学一般	60h	6h	162h		6h	162h	
介護概論	30h	3h	81h		3h	81h	
合計	1,050h	83h	2,226h	90h	38h	1,011h	90h

## V—② 教育方法に関する基準

- 養成施設の通信課程における教育方法に関する基準については、現行の基準を前提としつつ、面接授業(スクーリング)については、大学等や養成施設等への委託が可能な取扱いとする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 印刷教材は、別表第〇に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② 面接授業は、養成施設等の教員によって行わなければならない。ただし、当該養成施設等が当該面接授業の管理等を確実に行うことができる場合であつて、委託先が次のいずれかに該当する場合については、面接授業を委託することも差し支えない。</p> <p>(1) 社会福祉士養成施設</p> <p>(2) 社会福祉士の養成を行う大学等</p> <p>③ 面接授業の内容は、別表第〇に定めるもの以上であること。</p>	<p>① 印刷教材は、別表第三に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p>

見直し案	現行
<p>④ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。</p> <p>(1)通信指導は、計画的に行うこと。</p> <p>(2)添削指導は、別表第〇に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p> <p>※ 通信課程の学生の評価に当っては、指定規則別表第〇に定める科目毎に、<u>当該授業内容への理解の確認を行う観点から、少なくとも1回以上レポート等の提出を求めるとともに、印刷教材による授業の時間数90時間(印刷教材による授業の時間数が90時間に満たない場合については、当該時間数)につき1回以上の添削指導を行うものとする。(相談援助実習及び相談援助実習指導は除く。)</u></p> <p>⑤ 別表第〇に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。</p> <p>※ 添削指導者 各科目毎の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</p> <p>⑥ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑦ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑧ 実習の内容は、別表第〇に定めるもの以上であること。</p>	<p>③ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。</p> <p>(1)通信指導は、計画的に行うこと。</p> <p>(2)添削指導は、別表第三に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p> <p>※ 通信課程の学生の評価に当っては、指定規則別表第三に定める科目毎に、<u>面接授業時に試験等を実施するとともに、印刷教材による授業の時間数81時間につき1回以上の添削指導を行うものとする。(社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導は除く。)</u></p> <p>④ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。</p> <p>※ 添削指導者 各科目毎の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</p> <p>⑤ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑥ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑦ 実習の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p>

## V—③ その他の基準の見直し

- 養成施設の通信課程については、現行、事務職員の配置が求められていないが、事務作業等による教員の負担を軽減し、教育へ専念させる観点から、新たに事務職員の配置を義務づけることとする。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
事務職員を有すること。 ただし、当該事務職員は通信課程における教員と兼務してはならないこと。	規定なし

